令和３年度　第６回　千葉市バリアフリー基本構想推進協議会　議事録

1　日　　時　令和３年８月２７日（金）　15:00～16:30

2　場　　所　千葉中央コミュニティセンター　10 階　101 会議室

3　出 席 者

≪委員≫２２名（代理出席１名）　（※下線はＷＥＢ参加者）

藤井敬宏会長、岩井阿礼副会長、松野由希委員、髙梨園子委員、大石千惠委員、大里千春委員、國田政教委員、大川敦委員、伊藤隆広委員、小川良一委員、成田斉委員、中村元委員、佐谷祥一委員、落合真奈美委員、小林善宏委員、鳴沢晴美委員、見原可奈子委員、秋幡浩明委員、浜田恒明委員、石橋徹委員、水間明宏委員、青木俊委員

（代理出席：吉野博一様）

（欠席者：名取信子委員、常住昭嘉委員、菰田成彦委員、植竹昌人委員、相原隆委員、佐藤ひとみ委員）

≪事務局≫４名

交通政策課　大木戸課長、勝地主査、矢吹主任技師、矢野技師

≪傍聴≫０名

4　議事次第

(1) 開会

(2) 委員紹介

(3) 会長及び副会長の互選、挨拶

(4) 報告事項

・地区別バリアフリー基本構想の策定に向けて

・事業者ワーキンググループ及び地区ワーキンググループの実施報告について

(5) 議題

・第１号　地区別バリアフリー基本構想（ＪＲ／京成稲毛地区）骨子案について

(6) その他

(7) 閉会

5　配付資料

・次第

・協議会委員名簿

・座席表

・資料１　地区別バリアフリー基本構想の策定に向けて

・資料２　事業者ワーキンググループ及び地区ワーキンググループの実施報告

・資料３　地区別バリアフリー基本構想（ＪＲ／京成稲毛地区）骨子案

・参考資料１　千葉市バリアフリーマスタープラン［概要版］
・参考資料２　公立小中学校の位置づけについて

6　議事の概要

(1) 報告事項

地区別バリアフリー基本構想の策定に向けて、事業者ワーキンググループ及び地区ワーキンググループの実施報告について、事務局より報告した。

(2) 地区別バリアフリー基本構想（ＪＲ／京成稲毛地区）骨子案について

事務局より、地区別バリアフリー基本構想（ＪＲ／京成稲毛地区）骨子案について説明し、了承された。

(3) その他

委員より事業者への周知や意見反映に関する意見が挙がった。

＜会議録＞

１　開会

【事務局】

定刻となりましたので、これより「第６回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。

私、本日の司会進行を務めさせて頂きます、交通政策課の勝地でございます。よろしくお願い申し上げます。

令和元年８月 20 日から調査・審議を進めておりました千葉市バリアフリー基本構想推進協議会の委員任期が本年８月 19 日をもって満了したことから、委員改選を行っております。本来ですと、委嘱状におきましては、お一人お一人にお渡しすべきところではございますが、既に皆様の机上にお配りしております。これをもって委嘱状の交付とさせていただきます。また、本日 WEB 出席いただいております委員の皆様には、後日郵送にて委任状を発送させていただきます。

それでは、お手元に配付してございます資料の確認をさせていただきます。

・次第

・協議会委員名簿（机上配付）

・座席表（机上配付）

・資料１　地区別バリアフリー基本構想の策定に向けて

・資料２　事業者ワーキンググループ及び地区ワーキンググループの実施報告

・資料３　地区別バリアフリー基本構想（ＪＲ／京成稲毛地区）骨子案

・参考資料１　千葉市バリアフリーマスタープラン［概要版］

・参考資料２　公立小中学校の位置づけについて

でございます。

また、千葉市身体障害者連合会様より、機関紙であります「ふれあい ちば」をお配りしております。

WEB 出席いただいております委員の皆様には、当該資料が掲載されている URL を事前にお送りしております。その他に机上にですが、千葉市バリアフリーマスタープランの本編を参考として置かせていただいております。また、WEB 参加の方々におかれましては、昼頃に参考の URL をお送りしております。

資料の漏れ等はございませんでしょうか。

本日は、委員２８名中、委員２２名、また代理出席者１名の出席を頂いており、過半数に達しておりますので、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会設置条例第７条第２項により、本会議は成立していることをご報告申し上げます

また、議事の公開につきましては、「千葉市バリアフリー基本構想推進協議会議事運営要綱」により公開するとなっております。本日の傍聴者は０名となっております。

２　委員紹介

【事務局】

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。委員名簿順にお名前を申し上げます。

日本大学理工学部教授、藤井敬宏様でございます。

淑徳大学総合福祉学部教授、岩井阿礼様でございます。

淑徳大学コミュニティ政策学部准教授、松野由希様でございます。

千葉商工会議所、髙梨園子様でございます。

千葉市老人クラブ連合会、名取信子様でございますが、本日は欠席とのご報告を受けており、代理で事務局長の吉野博一様でございます。

千葉市身体障害者連合会、大石千惠様でございます。

千葉市手をつなぐ育成会、大里千春様でございます。

千家連、國田政教様でございます。

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室課長、大川敦様でございます。

京成電鉄株式会社鉄道本部計画管理部鉄道企画担当課長、伊藤隆広様でございます。

千葉都市モノレール株式会社技術部長、小川良一様でございます。

千葉県バス協会専務理事、成田斉様でございます。

千葉県タクシー協会千葉支部事務局長、常住昭嘉様でございますが、本日は欠席との連絡を受けております。

国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官、中村元様でございます。

国土交通省千葉国道事務所交通対策課長、佐谷祥一様でございます。

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課長、菰田成彦様でございますが、本日は欠席とのご連絡を受けております。

千葉県警察本部交通部交通規制課長、植竹昌人様でございますが、本日は欠席とのご連絡を受けております。

千葉県警察本部千葉市警察部総務課長、相原隆様でございますが、本日は欠席とのご連絡を受けております。

市民公募委員、落合真奈美様でございます。

市民公募委員、小林善宏様でございます。

市民公募委員、鳴沢晴美様でございます。

市民公募委員、見原可奈子様でございます。

千葉市財政局資産経営部長、秋幡浩明でございます。

千葉市保健福祉局高齢障害部長、佐藤ひとみでございますが、本日は欠席との連絡を受

けております。

千葉市都市局建築部長、浜田恒明でございます。

千葉市都市局公園緑地部長、石橋徹でございます。

千葉市建設局土木部長、水間明宏でございます。

千葉市都市局都市部長、青木俊でございます。

3　会長及び副会長の互選、挨拶

【事務局】

会長及び副会長は互選となっております。そこで、議事進行のため、会長が決まるまでの間ですが、交通政策課課長大木戸が議事の進行を務めさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【全体】

異議なし。

【事務局】

それでは、大木戸課長お願い致します。

【事務局】

ご指名いただきました大木戸でございます。会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、委員の皆様にはご協力いただきたく存じます。また、議事進行の中で発言される際は挙手の上、ご発言をお願い致します。

それでは、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会の会長及び副会長を委員の中の皆様から選出いただきたいのですが、どなたか推薦または立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

【大石委員】

会長に日本大学の藤井先生、副会長に淑徳大学の岩井先生の再任を推薦致します。

【事務局】

ただいま、会長に藤井委員、副会長に岩井委員を継続してお願いしたいとのお声が上がりましたが、皆様いかがでしょうか。

【全体】

異議なし。

【事務局】

ありがとうございます。賛同の拍手をいただきましたので、会長を藤井委員、副会長を岩井委員にお願いしたいと思います。それでは、会長に指名されました藤井委員に席をお譲りしたいと思います。

【事務局】

それでは藤井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

【藤井会長】

WEB出席者の方がいらっしゃいますので、座ったままでご挨拶させていただきます。ただいま会長職を仰せつかりました、日本大学理工学部交通システム工学科の藤井と申します。どういった学科かわかりにくい方もいらっしゃるかと思いますが、交通を担当しておりまして、人と物と情報を効率的に、安全に、快適に移送あるいは移動する空間をハードからソフトまで作り上げていく、そういった学科におります。私が、今年度、バリアフリーに関わっておりますのは、千葉県の中では君津市のバリアフリー基本構想に関わっております。そういった中で、千葉市に関しましては、基本構想をお作りしているときから関わらせていただいております。さらに、推進協議会ということで、稲毛地区に具体的に展開していくサポートをさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

特に今回、バリアフリーのお題としまして、問題と掲げていいのかというのも非常に難しいところとなっております。特に障害を対象とした学会におきましても、「障害者」という理解なのか、「障害」という理解なのか、それによってアプローチが変わってきます。

推進協議会の中では、少しでも前に進めていろんなことを展開していきたいと考えております。特にいま、オリンピックからパラリンピックへということで、テレビで障害を乗り越えていく中でメダルを獲得していく姿を見ておりますと、やはり人並みならぬ努力をなされた。また、障害といったものが地域の皆様に広く理解されていき、ともに歩んでいく街になることを願っておりますので、今後この推進協議会の中でいろんなご意見を賜りながら、千葉市にとって、あるいは千葉市民にとっていいアプローチ、施策を展開していきたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございます。次に、岩井副会長にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

【岩井副会長】

ただいま副会長を仰せつかりました淑徳大学総合福祉学部実践心理学科の岩井阿礼と申します。私は障害者の自己受容、それに必要な社会受容、すなわち社会に受け入れられるということがどういうことなのか、ということを研究テーマとしております。また、私は手足の不自由な身体障害の当事者でもあります。当事者として日々少しずつ便利になっていくことを感じております。また、パラリンピックの選手が活躍するのを見ながら、障害の有無にかかわらず、社会で自己実現をしてくことができるような社会になるために、少しでも何かお手伝いができるといいと考えております。まだまだ力不足なところもありますが、勉強してまいりますので、今後ともよろしくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございます。では、これからの議事進行につきましては、藤井会長にお願い致します。

４　報告事項

（１）地区別バリアフリー基本構想の策定に向けて

【藤井会長】

こちらの報告事項について、事務局より説明いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

【事務局】

まず、報告事項（１）「地区別バリアフリー基本構想の策定に向けて」についてご説明させていただきます。お手元の資料１をご覧ください。

こちらの資料は、昨年度策定しました千葉市バリアフリーマスタープランの振り返り、並びに、今年度検討を進めてまいりますＪＲ／京成稲毛地区において定める事項及びスケジュール等についてご説明させていただくものでございます。

スライド番号１をご覧ください。本年３月末策定いたしました千葉市バリアフリーマスタープランの策定までの流れになります。マスタープランの策定にあたりましては、本協議会での調査・審議だけでなく、地域特有の課題把握のため、区別の意見交換会として実施しました地域懇談会や、特徴的な施設・経路を視察し、利用者の視点で施設等のバリアフリー状況を点検・評価するまち歩き点検ワークショップを実施するなど、実際の利用者として想定される方々にもご参加いただきながら、検討を進め、策定に至ったものであります。

スライド番号２をご覧ください。千葉市バリアフリーマスタープランで位置付けました２２の促進地区をお示ししております。促進地区とは、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化の促進、いわゆるバリアフリー化の促進が特に必要と認められる地区とされております。本市におきましては、平成 20 年度に策定し、平成 24 年度に一部変更しました従前の計画である千葉市バリアフリー基本構想にて位置づけられていた重点整備地区を原則として、立地適正化計画における都市機能誘導区域を含むエリアとして鉄軌道駅を中心とした 22 地区を促進地区として再決定しております。

スライド番号３をご覧ください。重点整備地区の指定と地区別バリアフリー基本構想の策定について簡単にまとめたものになります。バリアフリー化の実現に向けて、事業化の見込まれる地区を重点整備地区として定め、当該地区の地区別バリアフリー基本構想を策定するものとなっています。地区内にバリアフリー化事業の主体となる公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、建築物や路外駐車場、都市公園の施設設置管理者、及び教育啓発を行う主催者は具体的なバリアフリー化に向けた事業、いわゆる特定事業を設定し、ハード・ソフト両面の事業化を推進していくこととなります。このように面的・一体的なバリアフリー化の推進にあたっては、多くの関係者の理解と協力が必要不可欠であると考えており、今年度はＪＲ／京成稲毛地区をモデル地区としてバリアフリー基本構想の策定に向けて検討を進めているところでございます。

スライド番号４をご覧ください。高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律、

いわゆるバリアフリー法に規定されている地区別バリアフリー基本構想で定める事項について示したものです。表の左側には参考までにバリアフリーマスタープランに定める事項を記載してございます。地区別バリアフリー基本構想で定める事項については、法第25 条に規定されており、一つ目として重点整備地区の位置及び区域、二つ目として生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項、三つ目といたしまして、移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項、四つ目としまして、その他重点整備地区における移動等円滑のために必要な事項となっており、ここには次の２項が記載されております。1 項目目が、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める、とされており、2 項目目が、市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理、及び提供に関する事項を定めることができる、とされております。

スライド番号 5 番をご覧ください。ただいまご説明いたしましたバリアフリー法の規定に基づき、この後の議題でお諮りいたします、資料３、地区別バリアフリー基本構想（稲毛地区）骨子案において、それぞれの事項を何章に定めたものかお示ししたものになります。1 番の重点整備地区の位置及び区域につきましては、第３章の３の１及び３の２において考え方などをお示しし、２番の生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項については、第３章の３の３及び第４章でお示ししております。なお、具体的な位置を示す図面については、第３章の３の３に集約してお示ししております。また、4 番のその他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項における、1 つ目の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針については、第 1 章及び第 2 章にて整理しております。本日はこれらの部分においてご審議していただきたいと考えております。なお、具体的なバリアフリー化に関する事業など、これら以外の項目につきましては、次回以降の協議会にてご審議いただく予定でございます。

スライド番号６をご覧ください。地区別バリアフリー基本構想の策定に向けての検討を進めるに当たっての、検討体制をお示ししております。具体的なバリアフリー化の協議・調整を進めていくに当たり、多くの関係者の理解や連携、協力が必要であるため、地区内の生活関連施設や生活関連施設の施設設置管理者等をメンバーとして、本市の取組を情報共有するとともに、特定事業などの検討や、検討内容の調整を行うための事業者ＷＧを設置します。また、実際に施設を利用される高齢の方や障害をお持ちの方が生活関連施設等を視察し、バリアフリー上の具体的な改善策等について意見交換を行うまち歩き点検ワークショップを実施する地区ＷＧを設置します。これら 2 つのＷＧでの検討を進めるとともに、特定事業の案などに関して２つのＷＧメンバーによる意見交換を行い、相互理解を促進する意見交換会これらの３つの取組を適宜実施し、地区ごとの具体的なバリアフリー事業の設定に向けた調整を進めてまいりたいと考えております。また、本協議会におきましては、これらの取組の進捗状況等の報告を行うほか、地区別バリアフリー基

本構想の内容について調査・審議をしていただきたいと考えております。

スライド番号７をご覧ください。地区別バリアフリー基本構想の策定に向けた想定スケジュールとなります。今年度末の策定公表を目指し、6 月末に第１回目の事業者ＷＧとして検討の進め方に関する説明会を行いました。また、7 月上旬には第１回目の地区ＷＧとしてまち歩き点検ワークショップを行いました。今後、関係者の皆様にご理解とご協力をいただきながら、2 回目の事業者ＷＧや意見交換会などを開催し、特定事業の検討を進めてまいりたいと考えております。なお、この特定事業の具体的な実施計画である特定事業計画につきましては、各事業者において策定・公表していただくものになります。

以上が資料１「地区別バリアフリー基本構想の策定に向けて」に関するご説明でした。

（２）事業者ワーキンググループ及び地区ワーキンググループの実施報告について

【事務局】

引き続き、報告事項（２）のご説明をさせていただきます。

お手元の資料２の１ページ目をご覧ください。まず、事業者ＷＧについてご報告させていただきます。この会議は 6 月 29 日に ZOOM の WEB 会議にて行いました。今年度策定・公表に向けて進めております稲毛地区における地区内の生活関連施設及び生活関連経路の各施設設置管理者等にお声掛けし、今後特定事業を位置づけていただくための説明会として開催し、バリアフリーにおける本市の取組や、事業者ＷＧについて、また、お集まりいただいた皆様にお願いする事項などを説明し、モデル地区における取組について理解を得たところでございます。今後は、まち歩き点検ワークショップの結果等を踏まえ、特定事業の内容について調整を行っていくところでございます。

次に、地区ＷＧに関するご報告です。7 月 5 日及び 7 日の 2 日にわたり、稲毛地区での位置付けを検討している生活関連施設等を対象とした点検と意見交換を行いました。また、まち歩き点検ワークショップに参加されていない子育て世代の方々からのご意見を取り入れるため、別途 WEB アンケート調査を実施しております。２ページ目をご覧ください。まち歩き点検ワークショップの開催概要をお示ししております。7 月 5 日と 7 日の 2 日間、地区を 3 つのエリアに分け、それぞれのエリア内における施設等を確認しました。その際に、千葉市身体障害者連合会、千葉市手をつなぐ育成会、特定非営利活動法人千家連、一般社団法人老人クラブ連合会の皆様や、本協議会の学識経験者の皆様にもご協力いただいたほか、日本大学や淑徳大学の学生の方々にもご参加いただきました。

３ページをご覧ください。まち歩き点検ワークショップにおける主な意見を施設毎にまとめたものになります。全体としては、視覚障害者誘導用ブロックの連続的な整備や、破損の有無に関するご意見が多く、その重要性が改めて認識されたところでございます。それでは、各施設の視覚障害者誘導用ブロックに関するご意見以外に出されました良い点や課題についてご説明いたします。鉄軌道駅については、トイレ、改札口、エレベーターなどの改札内施設について、案内や施設の使い勝手が良いこと、課題としましては、段

差や色彩の改善、ホームドアの設置など、高齢者・障害者等が安全に利用できる施設への対応が挙げられました。次に、駅前広場についてです。良い点としてはバス路線のターミナル駅として視覚的にわかりやすい案内表示があること、課題としましては、バス待ちの方々と視覚障害者がぶつかる危険性があることがあげられました。次に、道路についてです。良い点としては道路と施設間において、車椅子使用者が移動しやすい歩道の連続性について、課題としましては、歩道の縦断・横断勾配がきついところや、歩道が狭くなっている部分や側溝がガタついているところがあり、車椅子では移動がしにくい点が挙げられました。次に、建築物についてです。良い点としましてはスロープや多機能トイレなどバリアフリー設備が整っているところ、課題としましては、一部の施設において視覚障害者誘導用ブロックの近くにパイプ椅子が置かれていることなどがあげられました。都市公園についてです。良い点としては、トイレ内にトップライトもあり、明るかったこと、また、課題としましては、トイレは和式でなく洋式が望ましいことや、身体障害者に配慮した洗面台にしてほしいなどの意見が挙げられております。最後に、人的対応・心のバリアフリーについてです。良い点としましては、車椅子使用者が、バス乗降を行った際に、バス運転手がとても丁寧に対応してくれたことや、稲毛郵便局や穴川コミュニティセンターでは声掛けが行われていること、課題としましては、無人駅であるモノレール穴川駅では困ったことがあってもインターホンによる対応であり、聴覚障害者への対応が課題であるとのご意見がありました。

続いて４ページをご覧ください。子育て世代へのアンケート調査の結果概要になります。本アンケートは地区内の稲毛保育園内にある子育てひろば・いなげにご協力いただいたもので、職員の方にご利用される方々にアンケート調査へのご協力のお願いに関するチラシを直接配っていただき、チラシに記載してあるＱＲコードから WEB にて回答していただいたもので、８名の方からご回答いただいております。よく利用する施設やバリアフリーの視点から良い点、改善してほしい点などをお伺いしたところ、よく利用する施設として、多い順に、JR 稲毛駅、子育てひろば・いなげ、イオン稲毛店、ペリエ稲毛、稲毛図書館が挙げられております。各施設に関する具体的なご意見について、いくつかご紹介いたします。JR 稲毛駅については、エレベーターやエスカレーターの設備が整っているとのご意見がありました。また、その他の施設につきましては、授乳室、おむつ交換台、ベビーチェアなど子育て世代が必要とする設備が整備されていることなどが挙げられ、課題としましては、出入口やベビーカー置き場の狭さや、出入口の手動扉の使い勝手に関するご意見が多く挙がっております。経路につきましては、歩道幅員や段差の有無などベビーカーで歩きやすいかどうか、子どもと安心して歩けるかどうかなどに着目したご意見をいただいております。最後に、その他自由意見として、いくつかいただいたご意見のうち、２点ほどご紹介したいと思います。1 点目がモノレール車内でのベビーカー優先ゾーンに一般利用者が立っていることがあるため、表示をよりわかりやすくしてほしい、とのご意見です。2 点目はベビーカーでのバス乗降時に運転手の手助けを気軽にお願いでき

る雰囲気があるとありがたい、とのご意見です。どちらも交通事業者への対応要望のようですが、周りの利用者のちょっとした気遣いで、このように公共交通の利用に不便や遠慮を感じている方々の助けになると感じるご意見でしたので、ご紹介いたしました。

以上が資料２「事業者ＷＧ及び地区ＷＧの実施報告」の説明になります。

【藤井会長】

ありがとうございました。ただいまご説明いただきました、これから検討を進めてまいります稲毛地区におけるバリアフリーの取組に向けて、基本構想の全体の枠組みといったところから、法律に関するかたい内容もございましたので、理解がしづらいところもあるかなといったところです。もう一つは実際に動いております事業者ＷＧ及び地区ＷＧについてどういう点検が行われてきたか、そのご報告がございました。本日は WEB と会場で委員参加が分かれておりますので、WEB 参加の方々のご意見を伺った後、会場参加の方々のご意見を伺いたいと思います。WEB 参加の方々からはご意見ございませんようですので、会場の方々でご意見がございましたらお願い致します。

【大石委員】

報告事項（２）について、まち歩き点検に参加した者としてただいまの報告に疑問がございました。バスを乗り降りする際に、ぶつかるのではないか、という意見がありましたが、バスは必ず降車口と乗車口は分かれているので、そこでぶつかるというよりも、学生さんが指摘してくれたのは、こんなに行先がたくさんある中で、視覚障害者の方々はどうやって自分の乗りたいバスに乗るのですか、ということの方がむしろ疑問に上がっていたと思います。また、降車する人とぶつかる、というのは、区役所でエレベーターの扉に向かって視覚障害者誘導用ブロックが設置されていたので、これが降りてくる人にぶつかるのではないか、という意見が出されました。その意見と間違われているのかなと思います。参加した者として意見いたしました。

【藤井会長】

ご指摘の点につきましては、特定事業の検討の際に、事務局に改めて整理していただきたいと思います。

【大石委員】

ベビーカーというのも人の手助けが必要です。車内でもベビーカーの方に配慮してもらえるように一言お声掛けいただくだけでもいいと思います。

また、公立小中学校が特別特定建築物に追加されたようですが、学校の多目的トイレは令和６年までに整備する予定とありますが、エレベーターは必要な生徒が現れたら順次整備を進めるとのことで、何年にどこまでできるという計画がないようですが、どういったお考えなのでしょうか。

【事務局】

ご質問、ご意見ありがとうございます。この後の議題である骨子案の説明の中で、公立小中学校が新たに特別特定建築物に追加された点と、それを受けて、我々の方で多機能ト

イレの設置やスロープ等による段差解消について、教育委員会にどういった考えをお持ちなのか伺ったところのご報告をさせていただくことになりますが、スロープ等による段差解消についてご質問いただきましたので先にお答えいたします。詳細は、議題の説明の際に改めてご説明いたします。この場に教育委員会の担当の者がおりませんので、私たちが確認できた内容になりますので、その点は悪しからずご了承ください。多機能トイレについては現時点で約 80%が整備済みであり、令和６年までに 100%とする予定となっております。スロープ等による段差解消につきましては、そのような整備目標がない状況となっております。教育委員会では、スロープやエレベーターが必要な生徒の入学がいつ頃になるか調査を行っており、入学までにはスロープ等の設置を行っていくなど、不便が生じないタイミングを見計らって整備していく方針になっているとのことです。

【大石委員】

エレベーターの場合、設置位置の検討なども必要になってくるので、整備方針がそれでいいのか疑問です。全校にエレベーターの設置が可能かどうか、可能であればいつ頃に設置するのか、きちんと検査してほしいです。

【藤井会長】

教育施設がバリアフリーの取組に組み込まれてくる中で、単に就学する子どもたちだけではなく、地域の中で位置付けられる場合には、防災の拠点としての面もあるので、そういった場合には障害を有する方も利用する可能性もあります。そういった場合、利用の優先順位も高くなってくるので、そういった面もあわせて事務局に検討を進めてほしいと思います。

また、冒頭で気づきの問題についてのご意見がありましたが、スペースの問題を知る機会がないなど、障害理解についてみなさんが気づきを持てるような環境づくりをしていく必要があります。そういった点では、この協議会から情報発信していくことも必要です。今回の場合ですと、稲毛地区でどういった取組みができるかどうか、別の地区ではまた違うアプローチがあるかもしれませんが、次々と展開してくことを推進協議会で検討していきたいと考えています。具体的な特定事業の検討の中でも考えていただけると良いと思います。

【小林委員】

バリアフリーに直接関係するかどうかわかりませんが、令和２年７月 29 日に千葉都市モノレールのトイレの洋式化とバリアフリー化について、千葉県退職者連合・千葉地域協議会より、高齢者の立場から千葉市に要請書を提出致しました。調査時点では、モノレールの各駅では和式トイレが多かったのですが、現在は洋式化が進んでいます。またトイレに入るのに階段や傾斜を上らなければならないトイレがあり、高齢者や障害者には使いづらいので、改修をお願い致しました。

また、モノレールの駅は無人駅が多いのですが、無人駅では高齢者や障害者はトイレを利用しにくいです。駅の無人化はバリアフリーの面からは、考える必要があります。

バスの運転手のワンマン化も問題です。運転だけでなく車椅子使用者等の介助もあって、負担になっているのではないでしょうか。駅の無人化とあわせて考えていく必要があると思います。

【成田委員】

資料１のスライド番号３について、令和３年度はJR稲毛駅を中心としたＪＲ／京成稲地区をモデル地区とし、今年度策定後、他地区にも広げていくという方針になっております。それを踏まえて伺いたいのですが、スライド番号７で想定スケジュールが示されていますが、特定事業計画がとりまとまった段階で他地区の方々にも意見交換会を聞いてもらうことになるのか、決まってから他地区に広げていくのか、どちらでしょうか。意見交換会に地区ＷＧと事業者ＷＧのメンバーも出席することになりますが、他地区の方々も含まれるのでしょうか。千葉市では地区によってバス事業者も異なるため、モデル地区の展開はどのような段階で行っていくのか確認させていただきたいです。

【事務局】

基本的には他地区への波及については、稲毛地区をモデル地区として実施し、様々な取り組みをしたうえで、そのノウハウをもって他の地区に展開したいと考えています。一通り稲毛地区での取組が終わりましたら、他地区に展開することを考えております。ただし、スケジュール的な問題で、策定・公表の事務手続きもございますので、そういった合間に次の地区への展開にむけて検討を進めていくことは考えられます。次の地区内の事業者等関係者へのご説明などを行うといったことはあるかと思います。

意見交換会については、詳細は決まっていませんが、考え方としましては、地区ＷＧの皆様にまち歩き点検等で見ていただいた内容と気持ちをお持ちいただき、なおかつ、事業者ＷＧの皆様に特定事業としてどういったことをやろうかというお考えを、事務局と協議・調整を終えた後、事業内容の改善等についてお互いに意見交換をしていただくような形を検討しています。具体的な事業内容は未調整のため、その辺りが見えてきた段階で具体的なやり方について検討してお知らせしたいと考えております。

５　議題　第１号　地区別バリアフリー基本構想（ＪＲ／京成稲毛地区）骨子案について

【藤井会長】

地区別バリアフリー基本構想（ＪＲ／京成稲毛地区）骨子案について、事務局よりご説明いただきたいと思います。

【事務局】

続きまして、議題第１号「地区別バリアフリー基本構想（ＪＲ／京成稲毛地区）骨子案」についてご説明させていただきます。お手元の資料３をご覧ください。

今年度末に策定を予定しております稲毛地区の骨子案になります。骨子案は、バリアフリー化に向けた基本的な方針など、昨年度策定いたしました「千葉市バリアフリーマスタープラン」を踏まえて作成しており、その内容としては大きく分けて３パターンございま

す。マスタープランからの引用部分、マスタープランからの修正部分、地区別基本構想において記述することとした追加部分から構成されています。修正や追加した部分で特に重要な箇所については、黄色い網掛けでお示ししております。こちらの修正・追加部分を中心にご説明させていただきます。机上に配付しておりますマスタープランをあわせてご確認いただければと思います。

目次をご覧ください。今回は第１章から第４章までについてご説明し、具体的なバリアフリー化の取組である特定事業に関する第５章や第６章については、次回以降の協議会にてご審議いただく予定でございます。

１ページをご覧ください。基本構想策定の趣旨でございます。こちらの内容はマスタープラン５ページのマスタープランの策定趣旨の内容を引用し、そこに稲毛地区をモデル地区として基本構想の策定を進める旨を追記しております。

２ページをご覧ください。基本構想の目標でございます。マスタープラン 25 ページのバリアフリー化の目標と基本的な方向を引用、修正しております。修正箇所は黄色の網掛けがついた部分です。稲毛地区に関係してこないコミュニティバスや広場、水辺空間に関する箇所を削除しております。

３ページをご覧ください。計画期間と位置づけでございます。マスタープラン７・８ページの内容を引用しております。計画期間としましては、マスタープランと同じ令和 12 年度（2030 年度）としています。

４・５ページをご覧ください。検討の流れをお示ししております。マスタープラン９・10 ページの内容を引用しています。地区ＷＧや事業者ＷＧ、意見交換会において検討を進めるとともに、協議会においてこれらの取組の報告を行うほか、地区別バリアフリー基本構想の調査・整理を行っていく考えをお示ししております。

６～８ページをご覧ください。市民参加による検討の概要をお示ししておりますが、報告事項（２）でお示しした、まち歩き点検ワークショップや子育て世代向けアンケート調査結果について同様の内容を記載しております。そのため、説明は割愛させていただきます。

９・10 ページをご覧ください。バリアフリー化に向けた基本的な方針についてお示ししております。マスタープラン 59 ページの内容を引用しております。修正部分は黄色い網掛け部分の鉄軌道駅の乗降客数で、2020 年度の内容に更新しております。10 ページの目標年次について、特定事業の事業期間として、短期、中期、長期の３つに分類して整理しております。具体的には、短期をマスタープランの中間評価年度にあわせて令和７年度までとし、中期は計画期間である令和 12 年度として設定しております。また、令和 13 年度以降の計画期間以降にあたる長期につきましては、計画の改定の際に課題として引き継がれるよう、設定するものと考えております。

11 ページをご覧ください。重点整備地区の設定の考え方についてお示ししております。マスタープランで定めた 22 の促進地区のうち、立地適正化計画において都心、重点地域

拠点に位置づけられている地区を含む７地区を優先的に、重点整備地区の位置づけを検討していくことや、モデル地区として稲毛地区を位置づけることなどをお示ししており、基本的な考え方はマスタープラン 35 ページから引用しております。今回追加したのは、下段の地区設定パターンです。各地区において生活関連施設の位置や状況が異なるため、重点整備地区の区域を検討する際には、複数パターンから最適なものを選定する必要があると考えております。そのため、この設定パターンは必要に応じて追加することが想定されますが、稲毛地区ではＡ～Ｃまでの３パターンをお示ししております。

12 ページをご覧ください。前述の地区設定パターンの考え方を表で整理しております。パターンＡにつきましては、促進地区全域を重点整備地区に設定する考えであり、促進地区が小規模である場合に設定するものと考えております。パターンＢにつきましては、立地適正化計画に位置付けられている都市機能誘導区域と、鉄軌道駅から半径 1km 圏域の区域の生活関連施設を含む範囲を重点整備地区とする考え方でございます。ある程度の大きさの地区については、生活関連施設の配置状況に応じた面的、一体的なバリアフリー整備の現実的な範囲としての整理が必要な地区において採用することを想定しております。今回の稲毛地区においては、このパターンＢを採択しております。パターンＣにつきましては、パターンＢの地区範囲に加え、鉄軌道駅の半径 1km 圏外の施設集積エリアを飛び地として設定を行う考え方です。例えば、路線バスによる移動などにより、鉄軌道駅から離れた生活関連施設において特定事業を検討する必要がある地区で採用する必要があると考えております。

13 ページをご覧ください。稲毛地区における重点整備地区の設定の考え方として、パターンＢの考え方と、マスタープラン 30 ページにある促進地区の設定の考え方を基に作成しております。考え方として、「①都市機能誘導区域を含むように地区を設定する。②マスタープランにおける生活関連施設のうち、基本構想における生活関連施設に該当する施設を３施設以上含むように地区を設定する。③地区境界は町界、道路、河川など明確な境界線で区切る。」の３点を整理しております。次に、生活関連施設・生活関連経路の設定について、マスタープラン 33・34 ページに記載しております促進地区における生活関連施設・生活関連経路の考え方を概ね引用して作成しております。大きく異なる点は、新たに公立小中学校を生活関連施設に位置付けたところでございます。こちらにつきましては、別資料の参考資料２に整理しておりますので、そちらでご説明させていただきたいと思います。

参考資料２「公立小中学校の位置づけについて」をご覧ください。マスタープランにおきましては、バリアフリー法の一部改正に基づき、特別特定建築物に追加された公立小中学校については、地区の状況や各学校の実態を踏まえ、地区別バリアフリー基本構想の策定時に生活関連施設への位置づけを検討するとしています。そこで、市内の公立小中学校のバリアフリー化の状況について確認したところ、校舎内の多機能トイレにつきましては、令和６年度末までに市内の小学校 108 校、中学校 54 校すべてにおいて設置する予定

となっております。スロープ等の段差解消については、各学校の利用状況を踏まえて整備することとしており、エレベーターの設置については、移動等に配慮が必要な児童または教職員等が在籍予定の箇所から整備を進めていくとのことです。また、促進地区内における公立小中学校が地域住民の利用施設として、学校体育施設の開放や空き教室の開放、指定避難所に指定されていることを踏まえ、面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、今後、重点整備地区の区域を設定した上で、重点整備地区内に存在する公立小中学校を生活関連施設に位置付ける考えとしました。モデル地区である稲毛地区においては小中台小学校を生活関連施設に位置づけております。また、生活関連経路については、マスタープランで設定した通り、生活関連施設間を相互に結ぶ経路とすることにいたします。

資料３に戻りまして、13 ページをご覧ください。ただいま参考資料２においてご説明しました公立小中学校の位置づけについて、黄色の網掛け部分で整理しております。なお、稲毛地区におきましては、すべての生活関連施設が鉄軌道駅を中心とした半径 1km 圏内にございますが、次の２点を考え方として整理しております。①半径 1km 以内においては、すでに促進地区おいて位置づけられている生活関連施設を対象とする。②半径 1km 以上は、すべて対象外とする。また、生活関連経路の設定の考え方について、マスタープランの促進地区における設定の考え方のうち、稲毛地区に関係のない部分を削除して以下の２点の考え方としています。①地区の幹線的な道路であり、歩行者ネットワークの根幹となる経路。②生活関連施設間を結ぶネットワークを構成する経路。

14 ページをご覧ください。マスタープランにお示ししております生活関連施設の抽出ルールに、公立小中学校を文化・教養・教育施設に加えたことを一覧表の中でお示ししております。

15 ページをご覧ください。重点整備地区の位置及び区域、ならびに生活関連施設・生活関連経路を集約した図面になります。なお、マスタープランの際に位置付けておりました独立行政法人放射線医学総合研究所につきましては、施設設置管理者との協議を踏まえまして、不特定多数の方の利用がないことが確認されましたことから、今回の地区別基本構想においては生活関連施設から除外しております。

16 ページをご覧ください。移動等円滑化に関する事項をお示ししております。マスタープラン 36 ページを引用して、稲毛地区における内容を整理しております。重点整備地区におけるバリアフリー化の推進にあたり、バリアフリー化に関する基準等、バリアフリー化に向けた配慮事項、地区別方針を考慮したうえで、基本構想において特定事業等を定めます。基本構想策定後、各事業者が作成した特定事業計画に基づき、事業を執り行うことで、地区内の連続的・一体的なバリアフリー化を図る旨をお示ししております。

17 ページをご覧ください。バリアフリー化に関する主な基準等を一覧表にしてお示ししております。マスタープラン 37 ページの内容から、改定や追加のあったものを修正しております。

18 ページをご覧ください。バリアフリー化に向けた配慮事項を整理しております。施

設の整備に向けた配慮事項としまして、利用者のご意見を整理したものでございます。マスタープラン 38～51 ページの内容を基に作成しております。今年度実施したまち歩き点検ワークショップやアンケート調査結果等を踏まえ、マスタープランに記載した内容から若干修正をしております。その部分は黄色の網掛けでお示ししております。また、稲毛地区におけるまち歩き点検ワークショップ等で多くの意見があった項目については、下線を引いております。ここでは、追加した項目についてご説明させていただきます。

21 ページをご覧ください。JR 稲毛駅の駅前広場を点検した際にいただいたご意見を踏まえ、道路のバリアフリー化のうち、歩道のある道路の整備の項目に「駅前広場では、駅出入口から各停留所まで連続した上屋（幅員 2.5m 以上が望ましい）や、多様な利用者が使いやすい乗降場を設置する。」という内容を追記しております。

25 ページから 29 ページまで、建築物のバリアフリー化の参考としてお示ししている「高齢者、障害者等の円滑な利用等に配慮した建築設計標準」より抜粋いたしました図面等においても修正・追記したものについて、黄色の網掛けでお示ししております。

32 ページをご覧ください。次回の協議会でご審議いただく内容ですが、第５章として掲載予定の稲毛地区の特定事業等になります。本日お示ししておりますのは、特定事業の概要のイメージでございます。今後事業者ＷＧでの協議・調整等を踏まえ、特定事業ごとに整理していきたいと考えております。具体的な事業内容につきましては、次回以降の協議会でご議論していただきたいと考えております。

以上で、議題第１号「地区別バリアフリー基本構想（ＪＲ／京成稲毛地区）骨子案について」のご説明を終わらせていただきます。

【藤井会長】

ありがとうございました。ご説明いただいた骨子案について、まず、地区設定という点では、上位計画である立地適正化計画の都市機能誘導区域を中心に設定しています。さらに、設定された重点整備地区内には、先程ご意見にも挙がりました公立小中学校も位置づけられ、それを組み込んだ形で展開していくこととしています。そういった点やこれまでの方針について、稲毛地区の特性を踏まえた加筆修正を行ってきたというところでございます。冒頭から説明がございましたように、第５章以降は事業者の方々との調整を踏まえて事業内容を今後検討していくことになりますので、先ずこの骨子案の内容についてご確認いただき、この方向性で進めてよいか皆様にご審議いただきたいと思います。

【大石委員】

骨子案における進め方については特段ございませんが、これから具体的な事業内容について検討されるとのことですので、無人駅での聴覚障害への取扱や、電車の事故発生時の運転情報が聴覚障害者に伝わるような配慮をぜひお願い致します。

【藤井会長】

要望ということで賜りました。

【髙梨委員】

公立小中学校のバリアフリー化への対応について、藤井会長からも提案がございましたが、エレベーターは配慮が必要な児童がいる学校に設置していくとのことでしたが、災害時は一般の方も利用します。災害はいつやってくるかわからないので、予算の関係もあるかと思いますが、避難所の指定の有無も含めて、優先順位を考えてほしいです。また、災害時に電気が通っていない際にはエレベーターも動かないので、そういった場合に対応できる設備を検討していただく必要があるのではないでしょうか。施設数の多さもあり大変かと思いますが、平常時だけでなく非常時のことも考慮して予算取りのご検討をいただければと思います。

また、モノレールのトイレの洋式化について、障害者でなくても高齢者でも座れない方や、トイレが近くなり粗相される方、一旦座って起き上がれなくなってしまった方もいらっしゃるため、洋式化の検討もお考えいただければと思います。

【藤井会長】

参考資料２でもご説明いただいたところではありますが、私の認識としましては、すべての小中学校にエレベーターを取り付けるということではなく、防災時にどういった施設に避難するかが重要になってきます。開放されている体育館や空き教室が何階にあるのか、津波や洪水の際に１階が水没してしまうのであれば、上部の階に上がれるような仕組みを考えておく必要があります。個別の施設の使い方も含めて施設の整備について検討していただきたいと思います。

モノレールについて、個別のご意見として今回事業者の方に直接対応をお答えいただきたいとは考えておりません。今回いただいたご意見をどのように事業内容に組み込めるのか、実施時期をどうするのか、そういった方向性を次回の意見交換の際に示していただいて、意見交換ができればよいと考えております。

【小林委員】

計画期間が令和 12 年度であることを踏まえ、中間評価までの期間を短期としていますが、公募委員はいつまで関わることになるのでしょうか。

【事務局】

公募にご応募いただきありがとうございます。今後、委員としてご協力をお願いいたします。稲毛地区の地区別基本構想については今年度中の策定を予定していますが、まずは稲毛地区において、どのようなバリアフリー化の事業を設定していくのか、その部分についてご意見いただきたいと考えています。継続的に状況を確認しながら、他地区でも同じような基本構想を策定していくことも考えていますので、今回のように協議・調整、各種ＷＧを実施していく際には忌憚のないご意見をお伺いしたいと思います。

【大里委員】

人的対応・心のバリアフリーという項目がありますが、ただペーパーを配る、冊子を置いておくという対応で良いということではないことを事業者の方々にはお伝えしていただきたいです。

【藤井会長】

形だけのものでは意味がないので、そういった点に配慮していただきたいと思います。

【成田委員】

重点整備地区について、今後地区の特性を踏まえて追加を検討しますと書かれていますが、今回小中学校が対象になったため、対象施設が増えましたが、今後も学校の統廃合や病院施設の移転などがありますが、地区ごとに生活に密接した施設について、追加又は削除のタイミングが想定され、その都度行いますと、協議会における検討も膨大な作業になっていくと思います。これからPDCA的な展開をしていくと事務局も協議会の運営も大変かと思いますが、具体的にはどのように行われていくのでしょうか。

また、「小中台小学校」の漢字表記について、「小仲台」ではないでしょうか。

【事務局】

「小仲台小学校」の漢字表記について、「小仲台」は地名表記で用いられていますが、小学校の名称は「小中台小学校」で確認が取れております。

地区設定の考え方については、千葉都心地区のように広い地区の場合、多様なパターンが考えられます。他の地区設定の際に新たな地区設定パターンが考えられるのではないか、ということで今回はお示しております。検討時期については、随時なのか複数年なのかは次回以降の協議会で考え方をお示ししていきたいと考えています。

【藤井会長】

千葉市はエリアが膨大です。これから特定事業という具体的なものに入っていきますが、従前の基本構想では推進協議会というのもが実質的に機能していませんでした。他地区での課題等を反映していくような形にしていくと、事務局が膨大な作業になってしまいます。スリム化しながら、地区にバリアフリー化の意識が根付いていくようなものにしていく必要があります。

【事務局】

骨子案についてご承認いただける方は挙手をお願い致します。

【全体】

全員挙手。骨子案について全員賛同。

6　その他

【藤井会長】

続きまして、「その他」といたしまして、事務局の方から説明はありますでしょうか。

【大石委員】

私たちもずっと前から障害者が使いやすいか使いにくいか点検しておりますが、意見を言っても、工事をする人たちには周知されていないケースがあります。例えば、駅のトイレのドアに荷物掛けが必要です。ドアのバウンドの下に付属したフックがついていますが、高すぎるため、低いところにフックを付けてほしいと再三お願いしています。モノ

レールも高い位置にあります。点検したところは全ての機関に周知徹底してほしいと思います。

【藤井会長】

市原市では住民ワーキンググループを設置しています。実際に工事を行う際に市民参加するような仕組みを設けています。特定の方々に限定されているだけでなく、市民全体で点検できる仕組みは大事で、作ってそのままおしまい、というのは問題です。声が上がったものを実際の事業に反映していくことが大切です。

【見原委員】

私、脳性まひで左手と左足が不自由でして、右目の視力が０で、左目の視野が狭くなっています。駅の階段で通行方向に従うと、不自由な方の手で手すりをつかまなければならないような状況がでてきます。階段の中央に手すりがついている場合は良いのですが、ないことが多いです。やむを得ず、通行方向に逆らって手すりを利用して階段を利用していると、ヘルプマークを理解している人は暖かく見守ってくれますが、そうでない人が多く、非難の視線を浴びながら利用することがあります。階段だけでなく通路にも言えることですが、通行方向を分離している中央にも手すりをぜひ設置してほしいです。

【藤井会長】

人の流れがあり、右側左側の通行位置が決められるのは仕方ないですが、そういった中でご意見いただいたような支援ができるか考えていただきたいと思います。鉄道駅に限らず、建物もそういう話はあると思うので、検討してほしいです。

その他、何かご紹介したい取組等やご意見はありますでしょうか。

無いようですのでこれをもちまして、本日すべての審議事項が終了しました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

ご協力ありがとうございました。

7　閉会

【事務局】

藤井会長ありがとうございました。

長時間のご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「第６回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会」を終了させて頂きます。

本日は、ありがとうございました。